

令和4年9月27日から制度が大きく変わりました！

(令和4年度 廿日市市事業所用省エネルギー設備導入促進補助金のご案内)

中小企業者等によるビル・店舗・工場等への 省エネルギー設備の導入に 最大600万円の補助金を交付します！

補助金の申請を検討されている事業者の方は、必ず、事前に市の担当者へ相談してください。

なお、原則として、補助金交付申請の前に、一般財団法人省エネルギーセンターが行う「省エネ最適化診断」(有料)、システム計装株式会社(広島市)又は一般社団法人エネルギーマネジメント協会(北九州市)が行う「省エネ診断」(有料)のいずれかを受診する必要があります。

「省エネ最適化診断」については、詳しくは、省エネ・節電ポータルサイト (<https://www.shindan-net.jp/>) をご覧いただくか、一般財団法人省エネルギーセンター省エネ診断事務局(電話03-5439-9732)までお問い合わせください。

「省エネ診断」については、次の連絡先までお問い合わせください。

○システム計装株式会社(電話082-291-3888)

○一般社団法人エネルギーマネジメント協会(電話086-526-1212)

1 目的

地球温暖化防止及び環境保全意識の高揚を図るため、自ら事業を行うビル・店舗・工場等に省エネルギー設備を導入する事業者に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

2 受付期間

次の期間内に先着順で受け付け、予定額に達した時点で受付を締め切ります。

令和4年9月27日(火) ~ 令和5年1月31日(火)

3 受付場所

必要書類を、廿日市市生活環境課に持参してください。

※ 提出書類に不備がある場合は、受理できません。

4 補助対象者

補助対象者は、次のいずれかに該当する事業者です（個人事業主を含みます。）。

(1) 中小企業基本法第2条第1項各号の**中小企業者**

(2) 医療法第39条の**医療法人**

(3) 社会福祉法第22条の**社会福祉法人**

(中小企業基本法による中小企業者の範囲)

業種分類	資本金基準	従業員基準
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

※ 資本金基準、従業員基準のいずれか一方の基準を満たせば中小企業者に該当します。
※ 医療法人及び社会福祉法人については、サービス業として取り扱います。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、補助対象者とはなりません。

(1) 市税（延滞金を含みます。）の滞納がある事業者

(2) 同一年度において、本補助金の交付決定を受けている事業者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の暴力団員又は暴力団関係事業者

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項の風俗営業を営む事業者

(5) 本補助金の交付決定を取り消されたことがある事業者

<省エネルギー診断とは？>

省エネルギーの専門家が、事務所・店舗・病院・福祉施設・ホテルなどを個別に訪問して、エネルギーの無駄遣いや省エネルギーへの手がかりを入念に調べます。

そして、コスト削減にもつながるような設備機器の使い方（運用改善）やコスト削減効果が高い省エネルギー設備への更新（投資改善）などについて、提案内容ごとに、コスト削減金額、投資費用、投資費用の回収年数まで試算した上で、各事業者に合わせて提案します。

5 補助対象事業

補助対象事業は、市内の事業所に省エネルギー設備の導入等を行う事業で、次に掲げる要件をすべて満たす事業です。

- (1) 廿日市市内の事業所において省エネルギー設備の導入等を行う事業で、事業実施による二酸化炭素排出量削減効果を定量的に把握できる等、本市の地球温暖化対策に資すると認められる事業であること。
- (2) 補助対象経費が20万円以上であること。
- (3) 補助金の交付決定後に着工・着手するものであること。
- (4) 国等補助金の交付を受けていないこと、又は受ける予定がないこと。
- (5) 設備等の導入は、リース契約によるものでないこと。
- (6) 導入する設備等は、中古のものでないこと。
- (7) 省エネルギー設備の導入等を行う物件は、販売を目的とするものでないこと。

6 補助対象経費

補助対象経費は、次に掲げる経費です。

- (1) 設計費
- (2) 本工事費・附帯工事費
- (3) 設備費
- (4) 試験費

なお、消費税額、地方消費税額及び振込手数料並びに自社製品の調達に係る費用等は、補助対象経費には含みません。

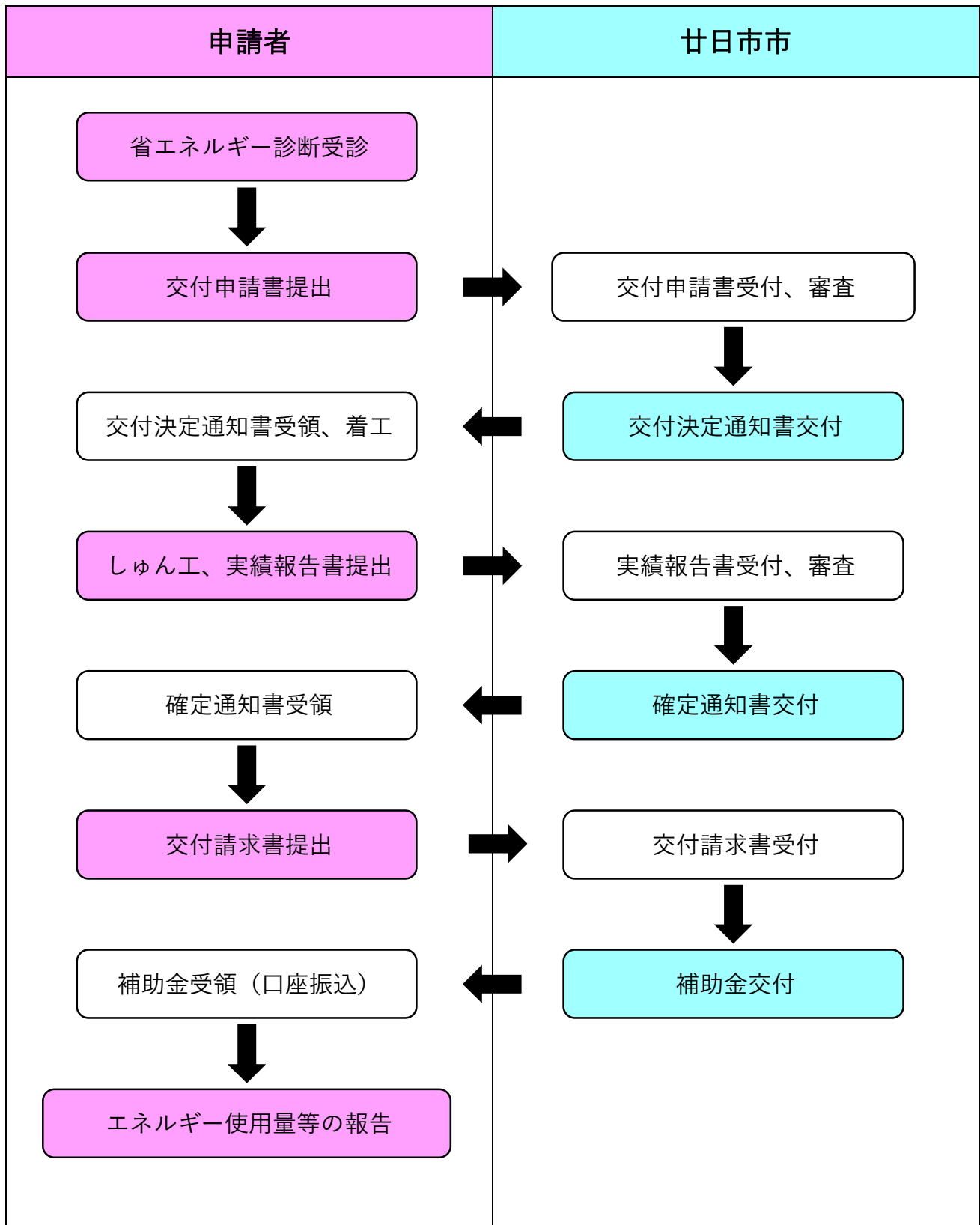
7 補助金の額

補助金の額は、次の表のとおりです。

補助対象経費の額	補助率	補助金上限額	補助金下限額
100万円超	2/3以内	600万円	66万6千円
100万円以下	1/2以内	50万円	10万円

※ 1,000円未満の端数は切り捨てとします。
※ 補助対象経費の額が20万円未満の場合は、補助金の交付対象になりません。

8 手続きの流れ



9 書類提出の際の注意事項

- 提出された申請書類等に不備・不足のある場合は、申請を受理できなかつたり、補助金の支払いができなかつたりしますので、申請者の責任において必要書類をそろえていただくようお願いします。
- 申請書類等は、プリンターで出力するか黒色のボールペンで丁寧に記入してください。消えるボールペンや鉛筆では記入しないでください。
- 申請書類等に押印する印鑑は、全て同一のものを使用してください。また、インキ浸透印は使用しないでください。
- 申請書類等の訂正には、修正テープ又は修正液は使用しないでください。二重線で訂正し、訂正印を押してください。
- 申請書類等は返却できません。必要な場合は、事前にコピーを取るなどしてください。

10 申請から交付までの必要書類等

(1) 補助金の交付申請

補助事業着手予定日のおおむね1か月前までに、次の書類を提出してください。

交付申請をする前に着手した場合は、補助金の交付を受けることができませんので、ご注意ください。

ア 廿日市市事業所用省エネルギー設備導入促進補助金交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 収支予算書（様式第3号）

エ 省エネルギー診断報告書の写し

オ 補助対象事業に係る2者以上の見積書の写し（少なくとも1者は市内事業者から見積書を徴収するよう努めてください。）

カ 導入する設備等の仕様を確認することができる書類

キ 省エネルギー設備の導入等を行う物件の概略図

ク 省エネルギー設備の導入等を行う物件の現況写真

次に掲げるカラー写真を提出してください。写真は、画質の鮮明なカラー写真とし、A4の写真帳に貼り付けるなどしてください。

- 省エネルギー設備の導入等を行う設備の近景写真
- 省エネルギー設備の導入等を行う物件の全景写真

- ケ 市税等（延滞金を含みます。）の滞納がないことを証明する書類（申請前3か月以内に発行されたものに限ります。）
- コ 法人の場合は、当該法人の登記事項証明書（申請書前3か月以内に発行されたものに限ります。）
- サ 個人の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の控えの写し
- シ 省エネルギー設備の導入等を行う物件が、申請者以外の者が所有し、又は申請者以外の者と共有するものである場合は、その所有者又は共有者全員の承諾書
- ス 補助金交付要綱第4条第2項各号の欠格要件に該当しない者であることの誓約書
- セ 口座振替依頼書（提出済みの場合は不要）
指定する金融機関の口座は、申請者名義のものに限ります。
- ソ 申請者本人以外の方が手続きを行う場合等は委任状

（2）補助金の交付決定

市では、補助金交付申請書の受理後、書類審査及び現地確認を行い、その内容を審査します。審査の結果、補助金の交付（又は不交付）を決定した場合は、その旨を、廿日市市事業所用省エネルギー設備導入促進補助金交付（又は不交付）決定通知書により通知します。

（3）補助事業の実施

補助事業には、補助金交付決定通知書の日以降に着手してください。補助金交付決定通知書の日より前に着手したことが判明した場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

（4）補助事業の変更・中止

補助金交付決定通知後、補助金交付申請書に記載された補助事業の内容を変更する場合又は補助事業を中止する場合は、廿日市市事業所用省エネルギー設備導入促進補助金事業（変更・中止）承認申請書（様式第6号）を提出してください。

事後の変更承認申請は、原則として認めません。必ず、事前に市の担当者へ相談してください。

(5) 補助事業の実績報告

補助事業が完了した日の翌日から30日を経過した日又は令和5年2月28日（火）のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

ア 廿日市市事業所用省エネルギー設備導入促進補助金実績報告書（様式第8号）

イ 事業実績書（様式第9号）

ウ 収支決算書（様式第10号）

エ 補助対象経費に係る契約書の写し

オ 補助対象経費の支払いに係る領収書の写し

領収年月日、領収者名、支払者名、領収金額、支払内容が確認できるものを提出してください。

領収書の領収金額に補助対象外の経費が含まれる場合は、内訳が確認できる明細書を添付してください。

カ しゅん工図面

キ 完成写真

次に掲げるカラー写真を提出してください。写真は、画質の鮮明なカラー写真とし、A4の写真帳に貼り付けるなどしてください。

- 省エネルギー設備の導入等に係る工事写真
- 省エネルギー設備の導入等を行った設備の近景写真

(6) 補助金の額の確定

市では、補助金実績報告書の受理後、書類審査及び現地確認を行い、その内容を審査します。審査の結果、補助金の交付決定の内容等に適合する場合は、交付する補助金の額を確定し、廿日市市事業所用省エネルギー設備導入促進補助金確定通知書により通知します。

提出書類等の不備・不足などにより、適正な補助事業の完了が確認できない場合は、補助金の額の確定が行えないため、補助金の支払いができなくなることがあります。



(7) 補助金の交付請求

補助金確定通知書を受け取ったら、その内容に基づいて速やかに廿日市市事業所用省エネルギー設備導入促進補助金交付請求書（様式第12号）を提出してください。

補助金交付申請時に提出した口座振替依頼書の内容に変更がある場合は、再度、口座振替依頼書を提出してください。

(8) 補助金の交付

補助金交付請求書の提出から30日以内に、指定された口座へ補助金が振り込まれます。

(9) 補助事業による効果の報告

本補助金によって得られる効果を把握するため、補助金の交付を受けた方は、補助対象事業が完了した日から、前1年間、後3年間のエネルギー消費量及び二酸化炭素排出量の削減の効果等について、報告書の提出にご協力をお願いします。

1.1 設備の管理について

補助金の交付を受けた方は、本補助金により設置した省エネルギー設備等を適正に管理してください。また、設置の日から起算して、設備の耐用年数を経過するまでは、本補助金により設置した省エネルギー設備等を、市長の承認を受けることなく廃棄、売却、譲渡等の処分をすることはできません。

市長の承認を受けることなくこれらの行為をした場合は、補助金交付決定を取り消し、補助金の返還を求める場合があります。

本補助金により設置した省エネルギー設備等について、廃棄、売却、譲渡等の処分を行う場合は、必ず、事前に市の担当者へ相談してください。

【申請・問い合わせ先】

〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号

廿日市市 生活環境部 生活環境課

電話：(0829)30-9132 FAX：(0829)31-0999

申請書等の各様式は、廿日市市のウェブサイトからダウンロードできます。

トップページ >> 担当部署で探す >> 生活環境課 >> 地球温暖化・省エネ